

第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画（国）に係る基本指針の見直しについて（概要）

1 基本指針について

- ・「基本指針」（大臣告示）は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R5 年 5 月に告示。
- ・都道府県・市町村は、基本指針に即して 3 か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間※は R6～8 年度
※ 計画期間については、3 年を 1 期として策定することを基本としつつ、道府県・市町村の実情に応じ、柔軟な期間設定が可能

2 基本指針見直しの主なポイント

- ① 入所等から地域生活への移行及び継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ **障害児のサービス提供体制の計画的な構築**
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ 地方分権提案に対する対応

3 成果目標（R8年度末の目標）

<p>①施設入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none">・地域移行者数：R4年度末施設入所者の6%以上・施設入所者数：R4年度末の5%以上削減
<p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none">・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 325.3日以上・精神病床の1年以上入院患者数：R2年度から3.3万人の減少・退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上
<p>③地域生活支援拠点の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・各市町村に地域生活支援拠点等を整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築、年1回以上の運用状況の検証・検討・強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握及び支援体制整備【新】
<p>④福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none">・一般就労への移行者数：R3年度の1.28倍 うち移行支援事業：1.31倍、就労A型：1.29倍、就労B型：1.28倍・就労移行支援事業所終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新】・地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制の構築のため、協議会を活用して推進【新】
<p>⑤障害児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none">・児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所設置・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築・難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は圏域に少なくとも1か所確保・医療的ケア児支援センターを設置【新】・障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新】
<p>⑥相談支援体制の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none">・各市町村において、基幹相談支援センターを設置・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新】
<p>⑦障害福祉サービス等の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築